

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成31年2月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800286号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800128号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月28日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成21年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年下期

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に賞与の支給があり、厚生年金保険料の控除をされていたが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成21年下期分給料支払明細書により、請求者は、請求期間において、A社から賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、賞与の支給日については、事業主の陳述及びオンライン記録により確認できる請求者のA社における請求期間前後の賞与支払年月日から、平成21年12月28日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月28日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800310号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800048号

第1 結論

昭和48年*月から平成15年*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年*月から平成15年*月まで

私の母は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、母が平成15年*月に亡くなるまで私の厚生年金保険の加入期間も含めて国民年金保険料を納付してくれていた。

請求期間の保険料が未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者が20歳になった時に母親が、請求者の国民年金の加入手続を行い、母親が平成15年*月に亡くなるまで厚生年金保険加入期間を含め請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、請求者に係るオンライン記録によると、請求者が国民年金に加入した記録はなく、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、厚生年金保険の被保険者であった平成9年10月3日に付番された基礎年金番号以外に請求者の国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号は見当たらず、請求期間は国民年金の加入手続がされておらず未加入期間とされていることから、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求期間は355か月(29年7か月)と長期間である上、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれたとする請求者の母親は既に亡くなっていることから、それらの状況が不明である。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800312号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800049号

第1 結論

昭和61年10月から平成2年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求期間 : 昭和61年10月から平成2年11月まで

私は、請求期間の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付していたにもかかわらず、請求期間は国民年金保険料の未納期間とされている。請求期間の確定申告書の写しを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の始期である昭和61年10月から、請求者の60歳到達月の前月である平成19年*月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、昭和61年分から平成20年分までの所得税の確定申告書の写し(以下「申告書」という。)を提出しているところ、当該各年の申告書の社会保険料控除欄には「国民年金」として、支払保険料の金額が記載されている。

しかしながら、申告書の「国民年金」の支払保険料の金額を検証した結果、請求者に係るオンライン記録では、平成3年分及び平成4年分の国民年金保険料については、平成5年中に納付していたことが確認できるところ、平成5年分の申告書の「国民年金」の支払保険料として、同年分の一人分の保険料合計額に相当する金額が記載されており、平成3年分及び平成4年分の保険料は含まれていないことが確認できる一方で、平成3年分及び平成4年分の申告書には、いずれも当該年一人分の保険料合計額に相当する金額が記載されている。以上のことから、申告書の「国民年金」として記載された金額が必ずしも国民年金保険料を納付した事実に基づいて記載されたものであると判断することができない上、請求者は申告書に「国民年金」として記載した金額について何を見て記載したのか覚えていない旨陳述しているなど、当該申告書により請求期間の保険料を納付したものと推認することができない。

また、請求者に係るオンライン記録の国民年金被保険者資格の入力処理日(平成4年12月21日)から、請求者は平成4年12月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認できるところ、同年12月時点では、請求期間の大部分(昭和61年10月から平成2年10月までの期間)

の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者に係る戸籍の附票によると、請求者は昭和 54 年 2 月から平成 16 年 11 月までの期間において住所変更はない上、請求者が所持している年金手帳には上記加入手続の際に払い出された国民年金手帳の記号番号（以下、「国民年金番号」という。）のみ記載されており、他に年金手帳を受け取った記憶はないとしているほか、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。